★☆★☆★☆★☆ !!九段会計通信!! ☆★☆★☆★☆

☆★☆★☆★☆★ http://www.kudan-tax.jp/ ★☆★☆★☆★

◇九段会計通信 Vol. 55のコンテンツ◇

■こんなときどうなる?身近な税務トピック

扶養義務者間の贈与税関係

- ■温故知新なく九段的ヒトコト>
- ■東京経営者大学のご案内!
- ■編集後記

皆様、新年明けましておめでとうございます!代表の高木です。

お正月休みも過ぎてみるとあっという間でしたが、すでに遠い過去の様に思える今日この頃です。

アベノミクス効果は中小企業にはなかなか届きませんが、何とか知恵を絞ってやっていくことが重要です!

本年も、九段会計スタッフ一同、皆様を精一杯サポートさせていただきます!

それでは今月のメルマガをお送り致しますので、 宜しくお願い致します!

代表・税理士 高木 功治



彡■こんなときどうなる?身近な税務トピック

#### ~扶養義務者間の贈与税関係~

通常、財産の贈与が行われた場合、その行為には贈与税が課税されてしまいます。

しかし、すべての場合に課税されるわけではなく、 贈与税が非課税となるケースも多々あります。

特に扶養義務者の間で行われる贈与の判断は非常に難しく、状況によって課税、非課税それぞれに分類されます。

例えば、両親が子どもの結婚のために、家具や寝具・家電などを一式そろえてあげること、 と、 これは贈与税の対象とはなりませんが、贈与を受けた金銭が預貯金となっている場合、 株式や家屋の購入費用に充てられた場合等のように、 その生活費に充てられなかった部分については、贈与税の課税対象となります。

ただし生活費援助については、都度、生活費相当であれば、贈与税の対象とはなりません。 親子間の金銭贈与に関しては、このあたりの関係も確認しておく必要があるでしょう。

国税庁ホームページでは「個人から受ける結婚祝等の金品は、社交上の必要によるもので

贈与をした者と贈与を受けた者との関係等に照らして、 社会通念上相当と認められるものについては、贈与税の課税対象となりません。」 との公表があります。これは、親類等からの贈答についてのことだと思われますが、 社会通念上相当とは、いくらなのか。個人の認識によってかなり異なると思います。

いずれにせよ、大きな金額が動く場合には、事前に課税関係を確認された方がよいでしょう。

トピックについてご質問等不明な点がございましたら、お気軽にご連絡いただければ幸い でございます。

メールマガジン編集担当 沼辺 勇樹



## 彡■温故知新なく九段的ヒトコト>

『ベストよりベターを狙う。ベターを積み重ねることで、ベストに近づいていく。』

グロリア・アロヨ(フィリピン元大統領) -

ベストを尽くすということは、頭でわかっても中々難しいものです。 しかし、昨日の自分より今日の自分が一歩成長していれば、 それはベストに一歩近づいていることに変わりありません。

同じことを何も考えずに繰り返すのではなく、 昨日より少しでもいいので、何かが前進していること。 もちろん、前進したつもりで失敗することもありますが、その失敗経験も大いなる前進。

そんな気持ちで今年は頑張ろうと思います!

メールマガジン編集担当 本田 裕介



#### 彡■東京経営者大学のご案内!

東京経営者大学(後継経営者、幹部育成講座)第2期生が開講中です。

東京経営者大学とは、経営コンサルタント会社で30年使用してきた コンサルティングノウハウを、経営者と幹部を育成するために 提供していただくものです。

ただ講座を受けて聞いているだけの座学ではなく、自ら考え、行動し、 それを発表するというトレーニングサイクルを行うことで、 経営者として、また幹部としての成長を促すものです。

そこで、しっかりとプロのコンサルタントの先生のもとで学び、 顧問させていただいている私たちの立場から、 継続した行動が行われているかを確認させていただくことで、 短期的で終わらず、継続した成長が実現できます。 また、一緒に学ぶ経営者の同志ができることで、
今後もお互いに助け合いながら自社の経営に役立てることもできます。

第1期生の参加者の方々は、日に日に参加者同士信頼関係が生まれ、 新たなビジネスチャンスを掴んだ方も多くいらっしゃいます!

ご興味のある方は、見学が出来ますので、 各担当者又は九段会計事務所までお気軽にご連絡下さい!!

担当:本田 裕介



### 彡■編集後記

新年明けましておめでとうございます。

旧年中も多くの方に大変お世話になりました。 今年も九段会計事務所を何卒宜しくお願い致します。

今年の年末年始は9連休ということで、連休前はとても長く感じましたが、 過ぎてみると、驚く程あっという間でした。

一年の計は元旦にありということで、年末年始の過ごし方がそのまま一年を表す気がして、 今年はダラダラ寝とダラダラ食いを断ち、規則正しい生活に努めました。 その甲斐あってか、仕事始めから駿馬のごとく、駆け抜けられたように思います。

どんなビジネスでもそうですが、お客様無しでは成り立ちません。 感謝の気持ちを忘れずに、少しでもお役に立てられるよう精一杯頑張って参りますので、 今年も何卒宜しくお願い致します!

メールマガジン編集責任者 矢合 真弓

## ☆広告

★ツイッターにてつぶやき中! フォローミー!@kudan-kaikei(フォロー返します☆)

★FaceBook始めました! 「税理士法人 九段会計事務所」で検索宜しくお願い致します! 「いいね!」ボタン押して下さい★

# ★募集!

現在九段会計では季節毎に季刊誌を発行しております。 その中でお客様を紹介するページを設けました。 御協力頂ける方・アピールしたい事がある方、 是非御一報下さい!所員が「インタビュー&写真撮影」に伺います!!

★「正しい経営を推進する」新しいサービス「MAS(マス)」。 次世代の会計事務所として新たな事業を始めていきます。 詳しくは所員までお尋ね下さい。

いつも九段会計事務所をご愛顧頂き誠にありがとうございます。

このメルマガは弊所顧問先様のほか、名刺交換させていただいた方も対象に送りしております。 配信停止をご希望の方は、お手数ですが、下記までご連絡下さい。 info@kudan-tax.jp

★☆★☆★☆★☆★☆★九段会計事務所☆★☆★☆★☆★☆★ ★☆★☆★☆★☆★☆★密・着・革・命!☆★☆★☆★☆★☆★

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-3-1 滝ビル3F

TEL 03-3222-5271 FAX 03-3222-5270

URL http://www.kudan-tax.jp/
mail info@kudan-tax.jp